

～ 建築計画概要書の 閲覧をする皆様へ ～

建築計画概要書の閲覧制度の趣旨から逸脱した目的での閲覧は、控えて頂きますようお願いいたします。

建築計画概要書閲覧制度とは

「建築による周辺との紛争防止」

「違反建築物の未然防止」

「無確認建築物の売買等の防止」・・・等

を趣旨として設けられている制度です。

■ 建築計画概要書閲覧制度の趣旨を逸脱した閲覧目的の例

- ・ 利害関係を有しない者が、明らかに営業の目的として当該図書を閲覧する場合。
- ・ 特段合理的な理由なく、建築物等を特定せずに大量に当該図書を閲覧をする場合。

※ 平成21年11月28日 国住指第3133号 国土交通省住宅局建築指導課
「建築計画概要書その他の書類の閲覧について（技術的助言）」

■ 他人に迷惑を及ぼすような行為があった場合は、閲覧を停止又は禁止することがあります。

※ 山梨県建築基準法施行細則第9条